



レベル5に該当する医療事故の発生について

令和6年2月、当センターにおいて、入院後に予期せず患者さんが死亡する事例が発生し、この事例については、レベル5※に相当するとともに、医療法第6条の10第1項に規定する医療事故に該当すると判断しました。今後は、原因究明及び再発防止のため、必要な調査を行います。

1 事故発生場所

神奈川県立こども医療センター

2 事故発生年月

令和6年2月

3 患者の年代及び性別

10歳代・男性

4 事故発生状況

- 緊急入院後、翌日手術の方針とした患者さんについて、手術開始までの間、薬剤投与や人工呼吸器などによる管理を行っていたところ、予定した手術の前に状態悪化が認められた。
- 手術は予定どおり実施したが、術後17日目に患者さんがお亡くなりになりました。

5 今後の対策

入院後から手術室入室までの間に、適切かつ十分な治療が行われていたかなどについて、必要な調査を行います。

なお、調査に当たっては、医療法の規定による医療事故調査制度に基づき、原因究明及び再発防止のため、外部の専門家を加えた事故調査委員会を設置します。

6 その他

事故調査終了後、個人情報特定されない形で調査結果の概要を公表する予定です。

※ 「神奈川県立病院機構医療安全推進規程」に定められた医療事故等の区分のレベル5を指します。

[レベル5]

- ・ 誤った医療を行ったことが明らかであり、その行った医療に起因して、患者が死亡した場合
- ・ 誤った医療を行ったことは明らかでないが、行った医療に起因して、患者が死亡した場合（事例の発生を予期しなかったものに限る。）

問合せ先

神奈川県立こども医療センター

副院長兼医療安全推進部長 永渕

副事務局長 大山

電話：045-711-2351（代表）